

鳥栖市を目指す
インクルーシブ教育システムの推進に向けて

令和 7 年 3 月（改訂）

鳥 栖 市 教 育 委 員 会

はじめに

平成 18 年 12 月、障害者の権利に関する条約が国連総会において採択されたことを受け、国は障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定、学校教育法施行令の改正等を行ってきました。

平成 24 年には文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を報告し、その中でインクルーシブ教育システムを「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを追求する仕組みづくり」であると示しています。

令和 3 年 9 月には「医療的ケア児及びその家族を支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）」が施行され、国、地方公共団体、学校設置者等の責務が明文化されました。

鳥栖市では「鳥栖市障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して共に学び、共に成長するための、保育及び教育の環境整備を推進する条例（令和元年 9 月 25 日条例第 8 号）」にもありますよう、全ての子どもには、平等に教育を受ける権利があります。鳥栖市はこれまで以上に、幼児期から長期に渡って子どもたちを見つめ、教育的ニーズに応じた指導・支援が実践できる教育環境を整え、すべての子どもたちを支える学校の実現を目指しています。

また、鳥栖市教育大綱（令和 3 年 8 月改訂）の 4 つの教育方針の中にも「インクルーシブ教育の考えのもと、すべての子どもたちが安心して共に学び、共に成長できる体制づくりに向け、様々な分野の関係者及び関係機関と連携し、幼児期からの切れ目ない支援に努めます。」と示されており、これらを達成するため、鳥栖市及び鳥栖市教育委員会では、生きる力を身につけさせ育むために、魅力ある教育環境づくりを図り、一人一人の可能性を引き出す教育を充実させると共に、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる体制づくりに向けて様々な分野の関係者及び関係機関と連携を図ることとしています。

これまでも、本市では、鳥栖市就学指導委員会、幼保小連絡協議会等による幼児期からの就学相談体制の構築にいち早く取り組み、教育、福祉、医療が連携した適切な就学を進めて児童生徒と保護者のニーズに対応してきました。また、就学後も通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの

場」を提供すると共に、特別支援学校との居住地交流学习、小中一貫教育による特別支援教育部会の設置及び中学校区での交流、「にじいろ相談室」の整備、特別支援教育支援員※の配置、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育アドバイザーの活用促進等といった環境整備を推進しております。

このような取組と成果を踏まえ、今後も鳥栖市の教育的資源を有効に活用しながら、インクルーシブ教育システムを系統的かつ継続的に実践していくために、取り組んでまいります。

※ 令和３年度までは「特別支援学級等生活指導補助員」と呼称していたが、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（令和３年８月２３日施行）により、令和４年度より「特別支援教育支援員」に変更。

目 次

1	鳥栖市がすすめる「インクルーシブ教育システム」	1
2	鳥栖市におけるインクルーシブ教育システムの推進	2
①	基礎的環境整備の充実	3
②	合理的配慮の充実	4
③	教職員の専門性の確保	5
④	特別支援教育の推進	6
⑤	相談体制の充実	7
⑥	関係機関との連携	8
⑦	庁内における関係各課との連携	8
⑧	市民への情報発信	9

1 鳥栖市がすすめる「インクルーシブ教育システム」

子どもたちは、個人差はあるものの、必要な支援のもと心身が大きく成長していく可能性に満ち溢れています。

わたしたちはその可能性を信じ、子どもたちを見つめ、失敗しても成功へつながるように見守ります。

支援が必要な時には手を差し伸べ、助け合い、育ち合い、「ありがとう」の言葉が飛び交う学校を目指します。また、共に学ぶために「かかわりを重視すること」「違いを尊重すること」も必要と考えています。

教師や支援員も、今、その子にとって適切な支援は何か、支援をしている自分に満足していないかを考えながら、安易に手を差し伸べず、子ども同士が助け合う行為を見守り、子どもの相互の育ちを促すことを大切にします。

【目標】 子ども一人一人に応じた十分な学びが保障されることを前提に、「共に学ぶ」ことを追及する仕組み

- 魅力ある教育環境づくりを図り、一人一人の可能性を引き出し、生きる力を育む教育を充実させます。
- 共生社会の形成に向けて、連続性のある「多様な学びの場」を確保します。
- 子ども一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮のもと、障害のある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができる教育環境づくりの推進に取り組みます。
- すべての子どもたちが安心して学び、成長できる体制づくりに向けて様々な分野の関係者及び関係機関と連携を図ります。

「インクルーシブ教育システム」とは

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するという目的の下、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組み。

中央教育審議会 初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

2 鳥栖市におけるインクルーシブ教育システムの推進

本市における、インクルーシブ教育システムの推進につきましては、次の8項目を実施することといたします。

- ① 基礎的環境整備の充実
- ② 合理的配慮の充実
- ③ 教職員の専門性の確保
- ④ 特別支援教育の推進
- ⑤ 相談支援体制の充実
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 庁内における関係各課との連携
- ⑧ 市民への情報発信

① 基礎的環境整備の充実

本市の取組

- ・ 連続性のある多様な学び場の整備
 - 通常の学級、通級指導教室、特別支援学級を整備し、連続性のある多様な学びの場の確保を更に推進していきます。
 - 通級による指導を必要とする全ての小中学生が在籍する学校で指導を受けられることができるよう、通級指導教室の指導体制の構築を図ります。
- ・ 専門性のある指導体制の確保
 - 専門性のある教員、特別支援教育支援員等の適切な人的配置に努めると共に、特別支援学校の巡回相談の活用や特別支援教育アドバイザーの養成により、専門性の高い人材による指導体制を構築します。
- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
 - 障害のある子どもたち一人一人のニーズを長期的、系統的に把握し、的確な教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携した対応を行います。
 - 障害のある子どもたち一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導を行うため、個別の指導計画を作成し、個々の実態に応じて適切な指導を行います。
- ・ 施設、設備の整備
 - 特別支援学級の増加に伴う、教室等環境整備と教材や教具等の整備に努めます。

「基礎的環境整備」とは

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は都道府県内で、市町村は市町村内で、教育の環境整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告

課題への対応

- 田代小学校、弥生が丘小学校、田代中学校には既にエレベータを設置しており、今後の大規模改修工事の際には、学校へのエレベータ設置をすすめます。

② 合理的配慮の充実

本市の取組

- ・ 本人、保護者と学校の合意形成
 - 学校や園における実態把握を基に、本人や保護者から十分に意見を聞き取り、合意形成を図るとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記します。
 - 発達の状態を勘案し、現在の本人にとって必要な合理的配慮の提供に努めます。
- ・ 外部との連携
 - 特別支援学校のセンター的機能の活用、外部専門機関との連携、教育委員会との協議等を通して合意形成を図ります。

国で示している 11 項目の合理的配慮の観点

- 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 学習内容の変更・調整
- 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 学習機会や体験の確保
- 心理面・健康面の配慮
- 専門性のある指導体制の整備
- 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 災害時等の支援体制の整備
- 校内環境のバリアフリー化
- 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

「合理的配慮」とは

障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(障害者の権利に関する条約第 2 条)

課題への対応

- 入学時、卒業時、就学時、転学時等の学校間、校種間接続時等について、学校と保護者、教育委員会における合理的配慮の正確な伝達と配慮事項の再確認に努めます。

③ 教職員の専門性の確保

本市の取組

- ・ 教職員の資質や能力の向上と意識改革
 - 市では、特別支援教育管理職研修会、特別支援学級担当者研修会、通級指導教室担当者研修会、特別支援教育アドバイザー研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級及び通級指導教室担当教員養成研修会、特別支援教育支援員研修会等、幅広い研修を実施すると共に、県や他機関が主催する研修へ派遣し、全ての教職員の資質や能力の向上を図り、より一層の意識改革に取り組めます。
- ・ インクルーシブ教育システムを推進できるリーダー的人材を育成します。
 - 県教育委員会や県教育センター、特別支援学校等が主催する研修へ計画的に教職員を派遣します。

課題への対応

- 国、県、市が主催する各種研修へ計画的に教職員を派遣し、リーダー的人材の育成に努めます。

④ 特別支援教育の推進

本市の取組

- ・ 校内就学指導委員会の設置
 - 市立小中学校において、児童生徒の実態把握や支援方策検討等のために校内就学指導委員会を設置します。
- ・ 校内推進体制の整備
 - 市立小中学校において、推進役として特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置づけます。
- ・ 個別の教育支援計画の作成
 - 長期的な視点から児童生徒を支援していくため、「個別の教育支援計画」を作成し、関係機関との連携を図ります。
- ・ 対象を拡大した研修機会の充実
 - 教師の専門性の向上のみならず、幼稚園関係者、保育所関係者も受講できる研修の計画を行います。
- ・ 特別支援教育の質の向上
 - 多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりを行うため、教育のユニバーサルデザインの推進に努めます。

課題への対応

- 教師の専門性の向上のみならず、幼稚園関係者、保育所関係者へも啓発できる研修を計画し連携強化に努めます。
- 事例集の作成と改訂を行い、市内の優れた実践を 12 校で共有します。

⑤ 相談支援体制の充実

本市の取組

- ・ 「にじいろ」相談室の整備
 - 教育委員会内に特別支援教育相談員を配置し、子どもが安心して生活するための環境づくりを学校・家庭とともに考えていくため、学校生活への適応に困っている児童・生徒及び保護者、学校関係者、幼稚園・保育園等の先生のための相談窓口を整備します。
- ・ 鳥栖市就学相談会の計画的実施
 - 年3回実施し、幼稚園や保育園の担任と同席の上、保護者と本人が安心して学びの場を検討することができる相談体制を整備します。
- ・ 特別支援学級及び通級指導教室等の見学
 - 幼稚園や保育園在園中であっても、保護者や幼児が学校を見学し、実際の特別支援学級や通級指導教室を見学できる体制を整備します。
- ・ 中学校区特別支援交流会の実施
 - 進学する市立中学校において、特別支援学級の児童生徒の交流を行ったり、保護者が見学したり説明を聞いたりする機会を設けます。
- ・ 学校内における校内就学指導委員会の設置
 - 市立小中学校において校内就学指導委員会を設置し、保護者の意見や検査結果を参考にしながら次年度の学びの場について検討します。
- ・ 鳥栖市就学指導委員会
 - 行政として、より良い学びの場を保護者に提案するため、医師の専門的な助言のもと学びの場の判定を行います。

課題への対応

- 「にじいろ相談室」の整備・拡充を図ります。

⑥ 関係機関との連携

本市の取組

障害のある子どもたちが、社会全体の様々な資源を活用して十分な教育を受け、その地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、以下の機関等との連携を行います。

[主な関係機関等]

- ・ 佐賀県発達障害者支援センター「結」
- ・ 佐賀県立中原特別支援学校（鳥栖田代分校を含む）及び近隣の特別支援学校
- ・ 若楠療育園、若楠児童発達支援センター
- ・ 国立病院機構 肥前精神医療センター（吉野ヶ里町）
- ・ 病院（市及び近郊市町）
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 放課後等デイサービス（市及び近郊市町）

課題への対応

- 高齢障害福祉課との連携による放課後等デイサービス等での指導や支援についての情報共有に努めます。

⑦ 庁内における関係各課との連携

本市の取組

保健、医療、福祉及び教育における関係各課が持つ相談情報等を一元化し、子どもの成長に応じた継続した切れ目ない支援に努めます。また、担当者間での情報共有を行い、ケース会議や連携会議等による相談支援体制の充実に努めます。

課題への対応

- 家庭児童相談システムを活用し、関係各課で受けた相談情報を共有し、継続した切れ目ない支援に努めます。

⑧ 市民への情報発信

本市の取組

- ・ 市立小中学校における教育のユニバーサルデザイン等の取組などの実践事例集を作成して、市ホームページに掲載します。
- ・ 保護者や地域住民も対象にした講演会を実施し、インクルーシブ教育システムの理解啓発を図ります。
- ・ 特別の教科道德、特別活動等の時間などにおいて、みんなが助け合い、支え合う社会について考える教育の充実を図り、鳥栖市教育の日や市立小中学校で実施する授業参観等をとおして、各小中学校での取組を公開します。

課題への対応

- 保護者や地域住民に対して、インクルーシブ教育システムの理念や取組を広く発信し、理解を得ると同時に、地域で支え合う意識の向上を図ります。

鳥栖市が目指す

インクルーシブ教育システムの推進に向けて

作成日 令和4年5月（初版）

令和7年3月（改訂）

鳥栖市教育委員会 学校教育課

教育指導係・インクルーシブ教育推進係

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

TEL 0942-85-3520

FAX 0942-83-0042

E-mail gakko@city.tosu.lg.jp

URL <http://www.city.tosu.lg.jp>